

先生と全く同じ認識であるということを、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。そういう中で、昨年十二月、閣議決定されました第七次空整五ヵ年計画に従いまして、大都市圏におきます拠点空港の整備を最優先して進めていきたいといふふうに考えております。

なれ。国際ハブ空港の我が国における必要性、当然のことですございまして、さらに前進でき得るべく、さまざまな分野において検討を続けてまいりたいと思っておりますので、この上とも御指導をよろしくお願いをいたしております。

港の機能が十分でないという各界の指摘、同感だ
という御答弁だったと思います。その中で、大臣
の方から、大都市圏を中心とお話しござい
ました。この点につきましては、私は実は異論が
ございまして、後ほど質疑の形で申し上げます。
私自身は、その以前に、航空政策が非常に遠慮し
てあるんではないか、あるいは気迫不足といいま
すが、失礼な言い方かもしれません、そういう
ものを感ずるわけであります。

今度の空港整備法のこの改正の前提ともなった第七次空整、あるいはその前提となりました航空審議会の答申をじっくり見てみますと、こういうことが書いてあるんです。「国際ハブ空港や国内拠点空港の整備を時機を失うことなく進め、空港がそのボトルネックとならないよう努めること」が「緊密の課題」、次の行には、「特に、東アジア地域においては、大規模な空港の整備が積極的に進められているが、東アジアの主要な一員である我が国としても、今後とも増大が予想される需要に適切に対応するため、国際ハブ空港を中心とした国際交流拠点の整備を進めることが焦眉の急である。」

さらっと読みますと、前向きに書いてあるようにも思えるんですが、私は、空港がボトルネックにならないよう、要するに日本のハブ空港は大変おくれている、これからもおくれるかもしれない、そういう気持ちが行間ににじんでいるように見えます。

空港をつくっている、もう目に見えてできてきて、東アジアではあれだけの、いろいろ、日本はなかなか進んでいない、時間もかかる。だから、成田空港に各国からアクセスをしたいという定期航空路交渉があつても、なかなかが妃じられない。つまり、国際交流の一環として、日本は迷惑をかけている、今後ともかけるんじゃないか、そういう思いが、この航空答申の文書の行間ににじんでいるように私は思ってならないのですね。

だから私は、そういうボトルネックにならないようというような消極的な発想が今求められてるんではなくて、まさに東アジアにおける拠点の争奪戦争をやっているんだ、そういう気構えで、気迫でこの問題に立ち向かわない限り、この財政難の折であります、決して私はできるものじゃないと存じます。

そこで、ちょっとと運輸省の方にお聞きしたいのですが、今後、どのようなタイムスケジュールで国際ハブ空港の整備促進を國ろうとしておられるのか。法制度の整備を、例えばこの第七次空襲の間に考えるとか、財源制度に新しい検討の目を向けるとか、いろいろなやり方はあると思うのでありますけれども、政府として、これだけの論議がある国際ハブ空港、とりわけ諸外国が急速なスピードでつくっている国際ハブ空港について、具体的にどう整備しようとしておるのか。その方策について、あるいは具体的日程についてお考えがあろうと思います。質問をいたします。

○黒野政府委員 私どもも、国際ハブ空港の必要性は十分認識をしておりまして、急いでいるところでございます。

具体的に申し上げますと、まず成田でございま
すが、おかげさまで話し合いという路線が定着いたしまして、私どもも、強制的な手段はとらないというお約束をしながら、今、各地権者の方あるいは地主の方々と話し合いをさせていただいております。私ども、この成田のもう一本の平行滑走路につきましては、二〇〇〇年に完成するという

ことを目標にさせていただいております。
さらに、関西空港につきましても、全体構想の一部でございます平行滑走路、この完成を二〇〇七年といふ目標にしております。

七次空港整備五箇年計画で、新たに中部の空港につきましても国際空港という位置づけをさせていただいておりまして、まだこれは予算上事業化が認められておりませんから、余りはつきりしたスケジュールはお話し申し上げるのはなかなか困難いのですが、二十一世紀の初頭には完成をさせていただきたい、かようなことで進めておること

して二十一世紀の前にやるんだ、こうなつております。韓国の仁川におきますところの新メトロボリタン空港も、ほぼ同時期にできる。マレーシアあるいはチャンギの空港もそうです。香港もそうあります。巨大空港がメジロ押しと/or中で、しかも物すごいスピードで完成を見つつある。これまでのような空港整備でも大変でございまして。今度はハブ空港でございます。一刻も早く安価につくるということが、このハブ空港に課された第一条件ではないかと私は思うわけでございます。

なあ、それ以外に、特に首都圏につきましては、羽田空港が順調に工事が進んでおりまして、平成十二年の三月にはもう一本滑走路が沖合に展開することになります。こちらの方も、国内輸送について伸びが非常に高いのですから、限界が近い将来来るであろうということで、首都圏にもう一つ新しい空港をつくるということで、調査検討をしているところでござります。

○古賀(一)委員 これから先の見通しというものを述べられました。概して空港整備は予定よりもおくれてきておりまして、成田にしてもそうでござります。順調にいつたと思われる関西空港にしても、私も役人時代にこれとのかかわりがございましたけれども、ああもう十有余年たったな、こう思うわけですござります。ところが、私が先ほど言いましたように、これは国内的な発想でハブ空港を急ぐべきということではないんですね。まさに、名前のとおりハブ空港、しかも国際がついでおりまして、各國との、あるいはアジア諸国とのまさに戦争という様相が極めて強い空港でござります。

もう質問ではございませんで、私の知る限りのこと申し上げますけれども、私も上海なんかはしそつちゅう行きますが、かつて二〇〇五年にくると言つておった上海第二国際空港も、去年行つたら、一九九九年に完成をさせるんだ、中国共産党結党五十周年の大記念イベントとして前倒

時間もわざか三十分なので余り長く申し上げられませんが、そこで、運輸省の具体的な取り組みについて、私はお聞きをいたしたいと思います。

昨年の運輸委員会において、私は、具体的な提案として、一番安く早くできる空港として、まさに運輸大臣の地元でもござります、私の地元でもござりますけれども、大牟田¹この地の地先に、普賢岳の二億五千万立米余の土石の一部を使つてこれを早急に整備したらどうであろうか。普賢岳から大牟田地先まで、恐らく十五キロございません。一億五千万立米の土砂が排出されまして、関西空港で一億立米余でございまして、恐らく有明海のあの地域の干拓ということであれば半分で済むのではないか。搬送コスト等を考えた場合は、もう信じられないほど安い価格でございまして、検信をしております。そして、具体的な私の試算した数字も出して質問をいたしました。そのときに、龜井善之大臣、有益な御指摘ございました。討いたしますという答弁がございました。

さかのほること一年前の予算委員会でも、同じ龜井大臣でございますが、龜井善之運輸大臣に予算委員会で質問をしました。検討いたしますといふ御回答を得たわけでござりますが、私は、これは別に思いつきで言っているわけではなくて、日本の航空行政が一番厳しく突きつけられた課題、これに具体的の案で、しかも説得力ある案だと私は思っています。御提言を申し上げ、検討するとも回答をいたしました。

その後、どういふにこれを検討していただ

いたかを、ぜひお聞かせを願いたいと思います。

○黒野政府委員 昨年の二月だと思いますが、先

生から御指摘がございまして、私どもは先生の御

提案を重く受けとめているところでございます。

その後、七次の計画を決定したわけでございま
すが、一応この七次におきましては、中部の空港
ございます。それから後をどうするかという問題で
ござります。これは各方面的御意見を聞きながら、あるいは今
先生のおっしゃった点も含めて、いろいろな勉強
をさせていただいております。空港をつくる際に
は、コストの問題あるいは需要源からの距離の問
題、いろいろなファクターがありますけれども、
なるべく安くつくりたいという気持ちには私ども
同じでございます。

そこで、第七次の空港整備五箇年計画の中に、
運輸省の資料ということで別添の紙がございまし
て、その中で、これからも着実に増大する国際航
空需要の動向等への対応について調査検討をす
る、こういう方針を出させていただいております。

なお、九州につきましては、かなり早い時期か
ら九州国際空港という話がございまして、これを
我々も十分承知しているところでございますが、
九州の中では意見がまとまらないかといふこと
で、知事会あるいは財界の方々が中心になりまし
てワイズメン・グループというのをつくられ、そ
こでの検討がちょうどそのときなされておりまし
て、私どももその動向を注意深く見守りつづいて
ころでございます。これから地元における議論、
それと国における方針、これをどういふように調整
していくかということだと思つております。

○古賀(一)委員 今、地元での動きの話がござ
ました。これまでの地方空港等々、確かに地元の
コンセンサス、用地の特定あるいは地元の熱意、
こういうものは確かに必須の条件であったと思う

のですね。

ただ、この問題の本質は、国際社会の中で空洞
化が懸念される、経済も雇用もあるいは場合に
よっては、上海の浦東のあの巨大なるビジネス群
がハブ空港つきあと数年したらオーブンするわ
けです。そのときに、東京の金融機能だって私は
怪しいと思うのですよね。本当に危惧をいたして
おります。まさにそういう問題でございまして、
この国際ハブ空港という問題の本質からいうなら
ば、今お話を出ました、地域でいろいろ議論して
いることを待ちます、注意深く見守るという話が
ありましたけれども、注意深く見守つて、それが
いつまでも私たちが明かないのなら、では、ハブ空
港論というのはストップしたままなのか。私は、
これはおかしいと思うのですね。

私は、ここで強く強く申し上げたいのですが、
具体的な提言で、実際の土量まで、あるいは埋め
立てコストまで、九百億足らずというふうにあえ
て私は申し上げて提言をしたわけでござります。
冒頭申し上げましたような事柄の本質からい
て、私は申し上げて提言をしたわけですね。私は今
韓国のエアラインで日本の都市にワールドカップ
を観戦に来る。そのときに、上海ももう既にでき
ておる。日本のハブ空港はどうなっているのだと、
私は必ず問われると思うのですね。それを私は今
予想しているわけでござります。財政難もわかり
ます。確かに大変な問題であります。だからこそ、早くできる空港というものを、国のリーダー
シップでいち早く見つける、それがいわゆる都市
圏人口の面で、背後人口の面で、あるいはニーズ
の面で問題があるかということを、そこで検討さ
れればいいのではないか、私はこう思うのです。
それで、もう時間も短くなつてきたので、もう
上げ、歴代大臣お一人が貴重な御意見あるい是有
益な御意見ということで、私は空港政策の進展に、
場合によつては大いに役立つ提言をしたわけであ
りますから、では、具体的に水深が何メートルであ
りますか。国会で私が申し上げたときの、皆さんのプロの力、
コンピューターの力で、これの地域なら大体コス
トが何でできるかというのを、ぜひ試算していた
ときの意味だろうと思つてます。

私は、別に追及するために言つておるわけでは
なくて、私の地元の利益説で言つておるわけで
もございません。恐らく、二年後に上海が開港、そ
れと国における方針、これをどういふように調整
していくかということだと思つております。

○黒野政府委員 先生の御指摘も私、十分理解で
きるところでござりますが、成田ができまして、
今でもこの成田が東京から遠いということで大き
な批判を浴びております。したがいまして、私は
もといたしましては、やはり背後に大きな需要を
持つてゐるところにつくるというのが理想である
ことは思つております。

実は、この八月に、例えの話であります。中国で文化的なシンボジウムをやるということで、
この前会議をやつたのですが、北海道の人が中国
に何十人で行く。私は申し上げました。皆さん、
成田に行かない方がいいよ、福岡→札幌便で福岡
空港に来たら距離のロスはゼロですよ。それは東
京に行って混雑した地域へ行って、もちろん、札
幌と成田は路線はあるのでしょうか、幸いにも福
岡はあるのですが、成田はほとんどの地方都市と
の路線はないわけです。だから、典型的な例を言
えば、地方都市と成田の路線がなければ、羽田に
おりてぐるっと回つて、お金をかけて成田に行つ
て場合によつては一泊を強いられて中国に行く、
東南アジアに行く、こういうパターンなんですね。
東南アジアあるいは中国に対する限り、南北の九
州におきますところの国際空港というのは、ほと
んどの地域から客を寄せられる空港なんです。だ
から、都市圏の背後人口が多い、少ないというの
は、私は二の次だと思うのです。

現に韓国だって、先ほど言いましたように、あ
い路線を敷いているのは、別に韓国の仁川近
辺の都市圏人口でそこにつくつたわけではない
のです。国家戦略として、結局、日本から二十の
都市とエアラインを結んで、大韓航空なり韓国の
エアラインでソウルに来てもらつて、欧米に行つ
てもらおうではないかという戦略そのものなんで
す。だから、私は、大都市圏というものにこだわ
るのは視野が狭いと思うのですけれども、この点
にこだわつておられることに私はずっと疑念を
持つております。この点について、もう時間がござ
いませんが、ひとつ御意見を賜りたいと思いま
す。

○黒野政府委員 先生の御指摘も私、十分理解で
きるところでござりますが、成田ができまして、
今でもこの成田が東京から遠いということで大き
な批判を浴びております。したがいまして、私は
もといたしましては、やはり背後に大きな需要を
持つてゐるところにつくるというのが理想である
ことは思つております。

ただ、先生からもお話をございましたように、コ
ストとの相関関係、これをどういふに組み合
わせて一番いい選択をするか、こういう問題だと
思つております。

○古賀(一)委員 それでは、大臣、せつかくでござ
いますから、大牟田の、三井鉱山の閉山直後で
ございまして、百二十四年、石炭を掘つてきた最
大の産業がなくなるということございまして、
この地域を維持する、活力を維持するというこ
とも大変でござります。まして、再浮上するという
ことは容易なことではない。かつて高度経済成長
時期に閉山をした、そして、國も面倒を見たあの

筑豊地域でも今その傷はいえられないわけでありまして、これが日本の財政なり、経済そのもののが危ぶまれるときに、三井芝炭坑は開山をいたしました。

私は、この地域活性化の決め手として、日本の航空行政の最大の課題をあわせて解決するということです。再度申し上げたいのです。大牟田・荒尾地先にハブ空港建設へ向けて、結果はどうなるかは別として、一歩踏み出査をするということについて、大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○古賀国務大臣 先生も私も全く同じ郷里でござりますので、このたびの三井三池石炭の開山については、大変御心労もいただいておりますし、さ

まざまな形で御支援も賜わっております。政府といたしましても、この開山に伴いまして、緊急に対応していくべき問題、また

中長期的な問題、関係省庁が一体となりまして、今全力を挙げていろいろ振興策を図っていくのか、極めて難しい問題がござります。

今申し上げましたように、その地域を振興させていくということについて、まず一番必要なのは、インフラの整備を図っていくことだらう。

今、全力を挙げて取り組んでいるところでござりますが、そういう一つの大きな国家プロジェクトとして、先生がかねておっしゃっていた大牟田・荒尾地先の国際ハブ空港、十分理解できるところではござりますけれども、現段階におきましては、場所を特定するというようなことはなかなか困難な状況でございます。今後とも慎重な調査検討が必要であろう、こういう認識に立たれてることを御理解をいたしております。

○古賀(一)委員 場所の特定というとの言葉が出来ましたけれども、私は、先ほど申し上げました

真義に、内閣でも結構です、専門家集団運輸省、本当にコストなり時期的なものを真剣に一回試算をしていただきたい、かように思います。

最後に、もう時間はとりません、せっかく通産省の方からお越しいただいておりますので、一点だけ簡潔に質問をいたします。

将来の大航空時代へ向けて、我々、余り知るところではございませんけれども、実は、背後でハイパーソニックトランスポортエンジンといいますか、いわゆる極超音速機のエンジンが日本のイニシアチブで開発されつつあるわけでありまして、その途中で SST(スーパーハイ・超音速機のエンジンが完成され、二十一世紀初頭には就航するというようなシナリオで研究開発を進め申上げます。

そこで、これは大航空時代の空港整備とも非常に絡むので、この SST あるいは HST の開発状況について、通産省の方に概略、御説明をお願い申上げます。

○濱野説明員 先生御指摘の HST、いわゆる極超音速輸送機用エンジンの研究開発は、通産省工業技術院の産業科学技術研究開発制度において、開発により行つております。

超音速輸送機用推進システムプロジェクトとして実施しているものでござります。平成元年度より十九年計画で、我が国と米、英、仏との国際共同開発により行つております。

本プロジェクトの具体的成果といなしましては、平成八年度に本システムの中核部分でござります。またターボボンエットエンジンの高空性能試験を実施いたしまして、高度約二万メートル、速度マッハ三までの飛行条件を模擬した試験に成功をしております。最終年度であります平成十年度には、

ターボジェットエンジンとラムジェットエンジンを統合したコンバインボンサイクルエンジンでの高空性能試験を予定しております。これによりまし

て、東京—ニューヨーク間を三時間で巡航いたしまして、速度マッハ五クラスで、燃費がよく、低騒音

音、低公害のエンジンの開発に必要な技術の確立

を目指すこととしております。なお SST の就航時期の見通し等に関するものは、担当の機構局の方からお答え申し上げます。

○久瀬説明員 先生の御質問が HST と SST と二つ含んでおりますので、SST について、簡潔にお答えさせていただきます。

そこから二・四ということで構想されておりまして、大陸間の長距離航空輸送ということを目標として開発をしております。アメリカの開発計画では、一九二〇〇五年とか二〇〇七年とか、そこから初就航をするということです。

そこで、これは大航空時代の空港整備とも非常に絡むので、この SST あるいは HST の開発状況について、通産省の方に概略、御説明をお願い申上げます。

○古賀国務大臣 そこで、これは大航空時代の空港整備とも非常に絡むので、この SST あるいは HST の開発状況について、通産省の方に概略、御説明をお願い申上げます。

そこで、これは大航空時代の空港整備とも非常に絡むので、この SST あるいは HST の開発状況について、通産省の方に概略、御説明をお願い申上げます。

○古賀(一)委員 これまで、私は、マツハ五のエンジンが今着々と開発されつつあるといふことでございまして、私は航空整備、一刻の猶予もないという思いを最後に申し上げまして、質疑を終わりたいと思います。

○杉山委員長 細川律夫君。……………

○細川(律)委員 民主党の細川でございます。

まず、本日のこの法案の審議に入る前に、大臣に感想なり、決意についてちょっとお伺いをいたじたいと思います。

まず第一に、今回のこの解決に当たりまして、我が國のみならず、ベルトを中心とする世界の多くの国々に大変な御心配また御支援を賜ったことに、私もお礼を申し上げなければいけないし、心から感謝を申し上げたいと思つております。そして、何よりも喜ばしいことは、今先生もお触れいたしましたけれども、全員の人質の方が救出されましたということに対して、本当に皆さん方と一緒にほっと胸をなでおろすと同時に、御家族の皆様方の長い間の御心労に対してお見舞いを申し上げますと同時に、喜びを分かち合わなければいけないと思いますが、お聞きいたしますと、今回の解決のために多数の方々の犠牲者も出たようになります。九時の NHK のニュースでは、人質全員無事だというような報道も流れおりましたけれども、昨年の十二月から大変長い間、日本じゅうというか、世界じゅうの人たちが心配していた事件が解決をしたということで、大きな報道になつておられます。九時 NHK のニュースでは、人質全員が救出をいたしました。しかし、何よりも喜ばしいことは、今先生もお触れいたしましたけれども、全員の人質の方が救出されました。そこで、本当に皆さん方と一緒にほっと胸をなでおろすと同時に、御家族の皆様方の長い間の御心労に対してお見舞いを申し上げますと同時に、喜びを分かち合わなければいけないと思います。そういう方あるいはその御家族の方、大変な御心労があつたかと思ひます。また関係当局の皆さん方にも大変な御苦労があつたかと思ひます。

うことは、当然のことだらうというふうに思つております。何よりも、改めて全国民の皆様方に、輸行政における安全の問題について、心を引き締めてそれをの分野において適切な措置を講じてくれていると信じておりますけれども、さらに、運輸行政に携わる全員が気を引き締めることによつて、危機管理体制のさらなる充実に、打つて一丸となつて決意を新たにして取り組んでいきたい、こういう認識でありますことを御理解をいただいておきたいと思います。

○細川(律)委員 航空行政の中における航空機のハイジャックなど、いつ、どういう事態が起ころともわからぬ、そういう中での運輸行政の責任者としての大変心強い決意もお聞かせをいただきまして、ありがとうございました。ひとつ今後ともよろしくお願いをしたいと思ひます。

それでは、今回の空港整備法の一部を改正する法律案について、質問をしてまいりたいというふうに思ひます。

今回のこの法律案そのものは、自衛隊と民間の飛行機が飛行場を共用する、その共用飛行場の延長などの負担の割合の問題、そして二種空港及び三種空港における工事費用の負担など、そういうことでの改正の案でございますけれども、運輸省といしまして、高速ネットワークの中での空港整備をどのようにお考えになつておられるのか。これは国際的にもあるいは国内的にも大変大事なことであろうかと思います。私自身は、高速ネットワークをつくって、地域の開発、振興を図る、こういふことで、大変結構であろうというふうに思つております。

また、同時に、こうした事件を教訓として、運輸行政における安全の問題について、心を引き締めてそれをの分野において適切な措置を講じてくれていると信じておりますけれども、さらに、運輸行政に携わる全員が気を引き締めることによつて、危機管理体制のさらなる充実に、打つて一丸となつて決意を新たにして取り組んでいきたい、こういう認識でありますことを御理解をいただいておきたいと思います。

○古賀(國務大臣) 先生からの御指摘は、我が国においては、今後の空港整備に対する基本的な考え方についての御質問かと思います。ただいま古賀一成先生の御質疑の中で、私は、分離をした方が本来の姿ではないかな、国内におきます高速交通ネットワークの形成といふこともさることながら、今後の空港整備に対する基本的な考え方についての御質問かと思います。ただいま古賀一成先生の御質疑の中で、私は、分離をした方が本来の姿ではないかな、

運輸省としては、今後の空港の整備というものをどういうふうに考えておられるのか、簡単にちょっと御説明をしてください。

○古賀(國務大臣) 新先生の御指摘は、そこを共用申し上げましたけれども、まず大切なことは、今後の空港整備を考えた場合に、ボーダレス化がどんどん進展する中で、我が国が今後とも国際社会の中で安定した経済の発展を維持していくということ、また、そのことが国際社会におきます一定の地位を確保していくということにつながつてゐるわけでございます。そういう意味で、航空需要の動向に対応しました交流の基盤施設である国際ハブ空港、国内拠点空港の整備ということを、何といつても大切なことは、時期を失しないように進めていくことが不可欠なことだらうといふふうに思つております。

○細川(律)委員 新しく飛行場を延長するとか、

飛行場をさらに便利に使いやすくするための費用の負担などについての法案であります。公共事業

のくらいの程度の需要はこの百里についても生ずるであろうと思っておりまして、つくったまま利

用もなくということではなくて、むしろ地元も大

変歓迎していただいておりますし、それなりの需

要是あると考えております。

○細川(律)委員 今後の議論も含めまして、そも

そも自衛隊と民間が一つの飛行場を共用して使う

場合のきちんとした何らかの基準ですね、こうい

うのはどういうふうに決めておられるのか、お聞

かせをいただきたいと思います。

○黒野(政府委員) 率直に申し上げまして、基準的なものはございません。

では、しかばおまえたち、腰だめやるのか、

こういおしゃりを受けるかもしませんが、一

つは、今申し上げたとおり、当該自衛隊の飛行場

結果、現在のままで、年間百万人程度の茨城県の関係者が見えます。したがつて、少なくともそれが何らかの基準といいますか、そういうものはありますから、一つ一つのないよう形で進めていかなければいけない、あるいは検討しなければいけないと、いうことだらうと思ひますし、この空港整備についても例外ではないというふうに思ひます。

○細川(律)委員 今回の法律案では、自衛隊と民間が一つの飛行場を共用する、これについての法律案でございます。そもそも自衛隊と民間が一つの

飛行場を共用する、一緒に使うということについて、運輸省あるいは大臣はどういうお考えになつておられるのでしょうか。自衛隊というのは、国

里基地が民間との共用も予定しているというようなこともあります。果たして民間も一緒に共用してやるようには、採算などもきちんととれていくのかどうなのか、これらについてお聞きをしておきたいというふうに思つております。

これは農水の予算であつたかと思ひますけれども、農道空港などというものが全國にできておりまして、大変採算がとれないというようなことで批判されております。そういうことからしまして、大変厳しいときでありますから、資金というものを余り投入せずにインフラが整備できるというこ

とについては、大変結構であろうというふうにお考へになつて共用を進めているのか、お聞かせを

かせいただきたいと思います。

○黒野(政府委員) 先生御指摘のとおり、第七次空港整備五ヵ年計画で百里の飛行場の共用化を図ります。そこで、今の先生の御指摘は、そこを共用して民間用の空港にしたとしても、本当に需要があるのかというところに尽きるかと思います。

私も、羽田の利用客の方々が、どの地域を目的地としているか、あるいはどこから羽田空港へ向かわれたかという調査をしておりまして、その

結果、現在のままで、年間百万人程度の茨城県の関係者が見えます。したがつて、少なくともそ

のくらいの程度の需要はこの百里についても生ずるであろうと思っておりまして、つくったまま利

用もなくということではなくて、むしろ地元も大変歓迎していただいておりますし、それなりの需

要是あると考えております。

○細川(律)委員 今後の議論も含めまして、そも

そも自衛隊と民間が一つの飛行場を共用して使う

場合の何らかの基準といいますか、そういうものは

あるのでございましょうか。ただ、地元の要求と

いうことについて、それを決めていく上においての何らかの基準といいますか、そういうものは

あるのでございましょうか。ただ、地元の要求と

いうことについて、それを

は、やはりケース・バイ・ケースの対応かと思つております。

なお、従来、千歳につきまして防衛省さんの飛行場を借りて長い間使つてきましたが、結果として需要が大伸びたのですから、その辺に元をな民間会社をつくつとへうけらもあ

りまして、需要との関係で何事も考えてまいりました。
いと思っておるところがござります。

○吉田説明員 お答えいたします。
防衛庁さんの方では、民間と飛行場を共用する、
とについての何らかの基準とか条件、そういうも
のはあるのでしょうか。

ます。自衛隊の飛行場につきましては、先生が御指摘のとおり、防衛上の必要性から設置して使用しているものでございますので、本来は専ら自衛隊のみで使用できることが望ましいものではござ

防衛上の任務に十分配慮しつゝ共用化の御要望に
さいます。

ただ、航空行政上あるいは地域振興上必要であ
り、さらに基地の安定的使用に資する場合には、

対応するという方針でござりますので、これがぞの条件といふ言葉が当たるかどうかがわかりませんけれども、まず第一に、共用化に當たつては、自衛隊の任務遂行や機能が十分に確保されていること

と、さらには基地の安定的使用に資する」ということを踏まえて検討するとしている。まことに。

○細川(律)委員 いずれにしましても、設備にはいろいろ費用がかかるわけでありますから、自衛隊はこの費用で民間へ売り入れることになり

ますと、その費用、採算性の問題などにつきましても十分検討して、財政の許す範囲での整備の方も進めていかなければとうふう思うに思います。

そこで、自衛隊と民間との双方の共用、両方を使つていることについての関係といいますか関連といいますか、そういうことでお聞きをしたいのですが、思ひます。自衛隊と民間両方が使つておりますが、飛行場でありますと、例えば自衛隊機が緊急

確かに、自衛隊さんが使つてゐる空港でござりますから、いわゆるスクランブルとかそういうことがありますのであります。これにつきましては、防衛庁と私たちでかなりきめの細かい約束をつくつております。それをきちんと守りながらやつておりますが、具体的に申し上げますと、実際にスクランブルで発進するという段階におきましては、当該空港の管制官の方でこれをチエックいたしております。その管制につきましても、空港により私たちがやるケースと防衛庁の方にお願いしているケース、二つござります。いずれにいたしましても、スクランブル機があつたとしても、きちんと管制の方で追いかけるというか、安全をチエックいたしております。

さらに、上空に行つた場合には、防衛庁さんの

方のレーダーで捕捉されまして、その周辺に民間機がないかどうかということは當時チェックをしておらずございません。もちろん、防衛省で二〇

ざいますから、対象となる物体になるべく早く到達しなければいけないという事情があるかと思いまが、基本的には安全を考えながら防衛官さん

の方で誘導しているということになつております。

自衛隊の任務をいたしまして、基本的には、先生おっしゃいましたように、スクランブル等の場合と、それから人命財産の保護をすぐ必要とするような場合ですとか、災害派遣といったような場合が考えられるかと思います。

それで、まずスクランブルの場合におきましては、自衛隊と運輸省の関係の当局といふのは常日ごろ連絡をとつておりますので、実際にスクランブルをやるような場合にも、そいつた状況に自衛隊が置かれているということは同時に管制の方にも連絡が行きまして、そこで、実際の民間機の運航状況ですとか、自衛隊のスクランブルの準備の状況といふようなことをやりながら、その調和を図りながらやっておると、どうしたことでございま

それから、災害派遣の場合ですか人命救助の場合ということになりますと、これは單にスクランブルということではなくて、実際にそこで対応が必要な場合、あるいは地震が起きたときに被害状況がどうなっているかというようなことをすぐ確認に行かなければいけないということでござります。これは協定に基づしまして優先的な取り扱いといいますか、もちろん、民間機の運航には配意しますけれども、事は人命とかにかかわっていいるというような場合もございますので、そういうふうな扱いをしていただくというようなことで、

○細川(徳)委員　今、運輸省それから防衛庁の方からそれぞれお答えをいただきましたけれども、ちゃんととした協定なり、共通の考え方に基いてやつておるということでございます。

最初の、黒野局長の方からお話しした件で、こういうことですか。共用飛行場の場合、防衛庁の方が普免をつかさどっている場合と、それから

運輸省がつかさどっている共用飛行場があると、
例えば緊急発進、スクランブルのような場合に、
運輸省が管制の管理をしているような場合は運輸

省がやると「あるわけですか、緊急発進の」というふうな場合にも、
○黒野政府委員 私、ちょっとと言葉足らざでござ
る。

いましたが、広い意味での共用空港というのは、防衛省が管理している空港を民航が使わせてもらう場合と、逆に我々の空港、運輸省が管理している空港を自衛隊に開放している二つの例がございまして、前者の数がたしか五空港、それから後者

は八空港かと思います。

一番御理解賜れるかなと思う例は那覇空港でございまして、これは沖縄返還のときにも最大の日本といふことで、あの空港は今民間空港になっておりまして、私どもが管制を行っております。そういうふうに私どもが管制を行つてゐる空港でスクリンブルが起こるという場合について先ほど御説明申し上げたわけでございまして、防衛厅さんの方で管制をやつてゐるのは、もちろん同じ考え方

○細川(律)委員　これについては、連絡調整をしてきちんとやっているところのようなお話をあります。したけれども、これはしっかりと協定書あるいは協議書というか、そういうのはつくってないのですが。つくってあるのじゃないですか、きちんとしたもののが。

○黒野政府委員　きちんととした協定はつくっています。専門的な点も含めて、両者合意の上の約束事がかなり細かいところまできちっとできております。

○細川(篤)委員 そういう名前ですか。
○黒野政府委員 名称は、「要要機等に対する管
制及び誘導に関する中央協定」という長い名前で
ございますが、私どもは、これをS A R P という

ローマ字で、これはサーブ協定というのでしょうかが、そういうふうに略で呼んでおります。

が緊急に発進を、スクランブルじゃないですけれども、ほのかの民間機よりも優先的に発進をしていくとか、そういう協定もこれに含まれているわけ

○黒野政府委員 今申し上げましたのは、要警機、いわゆるスクランブルについてであります。それですか。それはまた別の協定があるわけですか。

○細川(徳)委員 地震などの災害のときにはどうするのかという協定というは、どういう名前の協定があるわけですか。

〔委員長退席、横内委員長代理着席〕

○高見澤説明員 お答えをいたします。

先ほど先生の御質問の件は、「航空法第二百三十条の二第三項の規定により運輸大臣が防衛庁長官の行う業務の運営に関する事項について行う統制の範囲に関する覚書」という長いものでござりますけれども、災害派遣等、人命財産の保護のために緊急に出動する必要のある自衛隊機ということでございまして、これはスクランブル機とは別に規定してございます。

○細川(律)委員 私がこういう共用飛行場におけるいろいろなことを細かく質問をしておりますのは、実は、平成六年四月二十六日、名古屋空港で中華航空機の事故が起こりました。これはいわゆる公用空港であります。もちろん運輸省所管の空港でありまして、それを自衛隊の方が使つておられる空港でございました。御承知のように、乗員乗客二百七十一名のうち二百六十四名の方が亡くなり、重傷七名という大変な事故でございました。この事故につきまして、運輸省の常設の機関である航空事故調査委員会の最終報告も出しているわけでございます。

そういうことで、こういう公用飛行場での事故、

その際に、どのように乗客を救助していくかといふことがいろいろこの事件でも問題になりましたし、公用飛行場というのはそういうような一つの危険性といいますか、そういうものはらんでいるのではないかというふうに思いますが、共用空港ならではの防災体制の不備というのがこの最終報告でも指摘をされておりまして、この点についてお聞きをしていきたいというふうに思いました。

それで、昨年、この調査委員会の最終報告がなされまして、台湾そしてフランスに対してそれぞれ勧告を出しております。この勧告を出した後、台湾あるいはフランスの、中華航空あるいはエアバス、これらがきちんとその勧告に沿つて指摘をされた部分について改善をしているのかどうか。そういう点を勧告をして、どういうふうに改善が

されているのかないのか、お答えをいただきたいと思います。

○武林説明員 昨年の七月、航空事故調査の報告書を公表しました際に、あわせまして、台湾とフランスの航空当局に対しまして、安全勧告を行つております。台湾に対しましては、主として乗員の教育訓練体制のあり方について改善するよう形で規定してございます。

○細川(律)委員 私がこういう共用飛行場におけるいろいろなことを細かく質問をしておりますのは、実は、平成六年四月二十六日、名古屋空港では、中華航空機の事故が起こりました。これはいわゆる公用空港であります。もちろん運輸省所管の空

港でありまして、それを自衛隊の方が使つておられる空港でございました。御承知のように、乗員乗客二百七十一名のうち二百六十四名の方が亡くなり、重傷七名という大変な事故でございました。この事故につきまして、運輸省の常設の機関である航空事故調査委員会の最終報告も出しているわけでございます。

以上です。

○細川(律)委員 もう大分時間もたつわけなんですが放しというか、これは国際間の問題ですから、なかなか難しいとは思いますが、それが改善されたかかどうかというのは、どういうふうに確認をしたり、あるいは改善されない場合にはどういうふうにするんだじょうか。

○武林説明員 〔横内委員長代理退席、委員長着席〕 航空関係の機関がございまして、その規定に基づきますと、勧告を受けました国は、何らかの回答をしますが、何も対応を知らないといふ回答も含まれまして、何らかの回答をしなければならないということになつております。期間は定められておりません。

○細川(律)委員 大変大きな事故であります、國際的には、こういう、他の国に対して安全勧告をするという例は余りない、希有の例のようありますから、そういう勧告をした以上、それが一

体どうなつていくのか、これについて、ぜひ運輸省の方でも最後まできちんと見届けるといいますか、確認をしていただきたいなというふうに思います。

そこで、この調査委員会での記録を見ておりますと、名古屋空港での被害が増大をした、たくさん的人が亡くなつた原因として、初期の消火、事故が起つた当初に消火をする、この消火体制がおかれたというようなことが調査委員会の報告書にはつきりと出ております。

それで、報告書の中からちょっと引用してみますと、これは、公聴会の記録で、羽深さんという方が述べておられることが記録をされている。これをちょっとと御紹介しますと、こういうふうに書いております。

救助の遅れにはまだ多くの問題がありました。事故発生直後、春日井消防本部が航空事務所に消防車の進入口を確保するため連絡したが、話し中で連絡がとれなかつたこと、緊急車が野次馬を含めた道路の渋滞のために思うように空港に近づくことができなかつたこと、空港の消火体制を自衛隊に依存していたことなど重要な問題が露呈しております。今回、中華航空のエアバスは帰りの燃料を満載していたようですが、そのためにさらに大規模な火災になつてしましました。空港には消火設備の不備があるなど、改善に間に合わない状態ではいま現在の状況として安全な空港とは言えません。

そういうようなことが、これは公聴会の記録として調査委員会の報告書の中に載つているのです。こ

そらくに、大事なのは、そういう事故が起きたときにだれが指揮をするか、ここがまた大事でございまして、国の管理する空港につきましては、指令・指揮をする要員を配置いたしまして、これにつきましても、これは全国的でございますが、体制の強化をしております。さらに、夜間の事故につきましては、電源照明車、明るくないと実感がわからぬということで、そういうものの配備につきましても、今順次進めているところでございまます。いずれにいたしましても、名古屋につきましては、今年度中にはさらにきちんととした体制をつくるという状況にございます。

○細川(律)委員 この事故調査委員会の最終報告の中では、「建議」ということで、運輸大臣に調査委員会の方から建議が最後になされておりまします。いすれにいたしましても、名古屋につきましては、今年度中にはさらにきちんとした体制をつくるという状況にございます。

○細川(律)委員 この事故調査委員会の最終報告の中では、「建議」ということで、運輸大臣に調査委員会の方から建議が最後になされておりまします。いすれにいたしましても、名古屋につきましては、今年度中にはさらにきちんとした体制をつくるという状況にございます。

○黒野政府委員 先生御指摘のとおり、名古屋空港につきましては、消火体制というのは、従来、自動車が五台防衛庁さんの方で用意をされておりまして、それでやつてきたというのが従来の実態でございます。

そこで、今回の事故が発生いたしたものですから、私どもの調べでは、中型の消火のための自動車が五台防衛庁さんの方で用意をされておりまして、それでやつてきたというのが従来の実態でございます。

そこで、今回の事故が発生いたしました。また、今年度中には、これに加えまして、化学消防車一台と給水車を一台配置いたしました。また、今年度中には、これに加えまして、化学消防車を二台配置する予算措置をとつてあるところであります。

そこで、大手なのは、そういう事故が起きたときには、だれが指揮をするか、ここがまた大事でございまして、国の管理する空港につきましては、指令・指揮をする要員を配置いたしまして、これにつきましても、これは全国的でございますが、体制の強化をしております。さらに、夜間の事故につきましては、電源照明車、明るくないと実感がわからぬということで、そういうものの配備につきましても、今順次進めているところでございまます。いずれにいたしましても、名古屋につきましては、今年度中にはさらにきちんとした体制をつくるという状況にございます。

○細川(律)委員 この事故調査委員会の最終報告の中では、「建議」ということで、運輸大臣に調査委員会の方から建議が最後になされておりまします。いすれにいたしましても、名古屋につきましては、今年度中にはさらにきちんとした体制をつくるという状況にございます。

○細川(律)委員 この事故調査委員会の最終報告の中では、「建議」ということで、運輸大臣に調査委員会の方から建議が最後になされておりま

す。その建議の中にはこういふことが書かれております。「今後の消火救難体制の充実強化について、こうあります。」全国の飛行場における民間航空機に係る今後の消火救難体制について、想定されます。その建議の中にはこういふことが書かれております。「今後の消火救難体制の充実強化について、こうあります。」これが事故調査委員会の最後の建議で、運輸大臣に対して、「全国の飛行場における民間航

空機に係る今後の消防救難体制に関して」ということ

ことで建議がなされているわけなんです。

今局長の方からお答えをいただきましたけれども、この建議といふのは、大変細かいところまで、非常にきつい調子で書いているわけなんですけれども、「今の局長の、緊急自動車とか救急自動車あるいは電源照明車、そういうものの整備だとかいろいろありましたけれども、これはまだまだ不十分じやないかなというふうに僕は思うのです。そこらあたり、もとときちつと、この建議に沿った形でどういうことがなされているのかということを、ぜひ書いていただきたいと思います。これは「全国の」というふうに建議の方では書かれているわけですね、名古屋の空港だけではなくて、その点どうでしようか。

○黒野政府委員 消火救難体制はソフトの面と

ハードの面と両方あるわけございまして、ハーハードの方は、消火のための自動車、それから、先ほど申し上げました給水車とか照明車というのが必要になるわけでございますが、我が国におきましては、一部の離島空港、極端に回数が少ないところを除いては、全空港につきまして、このハードの面では、ICAO基準、ICAOといふ国際的な航空の組織があるので、その基準を満たすだけのものを既に配置をしております。

それに対しましてソフトの面、実際、事故が起きたときにどういう体制で指揮命令ができるか、その辺の問題もございまして、これにつきましては、先ほども申し上げました指令・指揮要員を中心としつつございます。

それから三番目に、実はその地元の消防当局、

その辺との協定というか、約束といいましょうか、この問題もございます。福岡で起きました事故のときには、大変地元の消防なりお医者さんの御協力というのがありまして、非常に円滑に事故の取扱ができたわけでございまして、現在、私どもも各空港につきまして、地元の消防当局あるいは医師会とか、その辺等との連携を密にいたしております。

○鶴川(律)委員 ちよと抽象的なお答えでよく

理解できなかつたところもありますけれども、こ

れは防衛庁さんのいわば管理をしている空港と

運輸省の方の管理といいますかそつの空港、こ

れによって、そういう点での違いといいますか、

そういうものはあるのでしょうか。同じような形

でやつてているのでしょうか。これは防衛庁さんに

お聞きしたいと思います。

○黒野政府委員 いわゆる共用飛行場、その中で

防衛庁さんの方が管理している飛行場はこれにつ

ります。

○吉田説明員 お答えいたします。

基本的には、防衛庁、自衛隊の場合には、消防

隊というのを各基地に持つておりますが、そ

ういったのを中心とし、今航空局長から御答弁が

あつたとおり、民航と共用しているものにつきま

しては同じような基準でやつておるところです。

○吉田説明員 お答えいたしました。

基本的には、防衛庁の方からはそういう御回

答でありますから、そういうことはないというふ

うにお聞きをしておきたいと思います。もし回数

があえるとかどうよなことになれば、これはや

はり地元ともいろいろ関係があるのであります。

○吉田説明員 お答えいたしました。

基本的には、防衛庁の方からはそういう御回

答でありますから、そういうことはないといふ

にはその保険金がもらえるような仕組みがつくれないものだろうか。例えば、交通事故なんかにつきましては、自賠責といいまして、車を保有する、運転をする者は必ずその保険に加入をしなければいかぬということになつております。交通事故の場合には、本当にそれによつて被害者あるいは遺族が大変助かっているということでありますけれども、そういうような仕組みのものが航空機の事故などでもできないものだろうか。ぜひひとつ検討してもらいたいと思います。

第一条の国際航空路線に必要な飛行場、あるいは第三条の第一種空港は國が設置するという原則が崩れてきていると思います。成田空港は公團に、そして関西国際空港は特殊法人となり、第一種空港建設に初めて地方負担が導入をされました。さらには、関西国際空港の第二期工事は上下分離方式となるなど、地方負担は莫大なものになつてきています。関西国際空港のやり方を見ますと、国際ハブ空港は国家的に必要な空港と位置づけながら、國が責任を負つていらないというのが実情だと思ひます。

○平賀委員 今後つくる予定があるかどうかということについてだけ、ちょっとと改めてお願ひします。

○黒野政府委員 第一種空港をつくる予定は、将来の国際ハブ空港ということも視野に入れる必要がござりますから、将来はあり得ます。

○平賀委員 あるという言明でした。

○空港整備法において、空港設置に対し国が採択

ただ、どういう形式で整備をするかということにつきましては、その時々の財政事情あるいは社会的情勢も踏まえた上で、結論を出す必要があるかと思つておりますし、その際には、当然のことながら、国会の御承認を得て決めるといいまして、空整法の中での位置づけを御了解をいただくようにならうかと思つております。

○平賀委員 事業を進める上で、どのような枠組みで責任をどうするのかという肝心な事業主体も現在明らかにしていないわけです。それで、そつ

○黒野政府委員 実は、私ども、先生の御指摘も
わかりますが、さらに前進した提案を世界にして
おりまして、上限額、要するに補償の上限という

○○%負担する第一種の空港はつらないといふことですか。

○黒野政府委員 今、先生御指摘のように、一
空港につきまして、いろいろな整備方式がござ
るが、運輸省は、今後、空港整備法に基づいて國が一
運輸省は、今後、空港整備法に基づいて國が一

らの規定は、空港整備も総合的な交通政策の中で、空港間の調整を初め、他の交通機関との役割分担によって、国民の移動と利便性を確保し、経済的な効果を發揮させることにあります。

第一種空港のように国として必要としている空港は、設置、整備においても国が責任を持つて進

いう話で地元合意といいましても、これはなかなか地元の方は納得できないと思います。はつきりさせたいわけですが、中部新国際空港の建設における運輸省の責任は、一体どこにあるのですか。

企業にも話をしております。方向として今動きつ
つあります。まだいつにどうなるかと云うこと

成田につきましては、あれだけの大きな空港を私どもの直轄工事ということにいたしますと、國家公務員を相当ふやさなければいけないとか、そ

直接調査を行つてきました。中部新国際空港は、海上につくるということで技術的な問題などを国が必要としている空港なんですか。

めには、空の玄関である国際ハブ空港、この能力の拡充がぜひとも必要だと思っておりまして、国の意思としても今の中部空港は必要だと思っておりますが、あわせて地域の方々の期待も大きいと思つてゐるところであります。

おられます。

金の調達とか、いろいろな方法があるものですから、
ら、当時としてはこの公団方式を支持を受けて、
当然これは国会でもお認めいただいて採用したわ
けでございます。

港という国家的事業の負担を地方自治体に押しつけることによって、地方自治体の財政が今非常に圧迫されています。空港整備法の第二条で「国際航空路線に必要な飛行場」、また第三条では「第

わめる五点セントが出されました。しかし、この内容を見ますと、肝心の事業主体がまだ決まっておりません。これは今言ったとおりです。また、埋め立てによって失われる常滑沖の漁場の再生など、漁業の振興策もまだはつきりしておりません。運輸省や愛知県は、こうした不十分な内容をもとにして合意を得ようとしているわけです。

まして、私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

国、地方公共団体、さらには財界の方々……平賀委員「今後つくるかどうか」と呼ぶ。この後につきましては、いわゆる特殊法人というのが新設

○平賀高成　日本共産黨の平賀高成です。

を認めていただけが、どうかという非常に難しい問題がございまして、私ども、これからについてどうするかは、大きな問題として今検討しておりますが、まだ方針としては確定いたしておりま

意をやるべきだと思うのですが、この点について大臣はどのようにお考えですか。

○黒野政府委員 私の方からお答え申し上げます。が、いわゆる五点セットにつきまして、必ずしもあらゆる問題を網羅していないことは、御指摘のとおりでございます。まさに今みんなで力を合わせまして最終的な段階に入つておりますので、地域の方々によく御理解賜るようなものにしなければいけないということは、我々も考えておりますし、地元の方もそういう御意思であろうと思つております。

いずれにいたしましても、御指摘の点も踏まえまして、検討を急ぎたいと思っております。

○平賀委員 さきの委員会のときに、大臣も性急な進め方はしないというふうに言われております。しかし、とにかく概算要求に間に合わせようというやつはぜひ避けいただきたいと思います。

あわせて、國の方針で空港をつくるに当たって、民間の会社が使う国際空港をつくるに当たって、地元に負担をさせるということは、今までありませんでした。地元負担をさせられた例えれば閑空

飛行回数をこなすのに四苦八苦することもあると語っています。防衛庁の説明では、一日に一千機、夜間一千機で訓練を経てP-3Cなどの操縦士になつてしまつます。

土曜日、日曜日も年間でいいますと三百機、夜間も年間二百十機が訓練を行つてあるといふ話です。

○黒野政府委員 さうしたときに、民間の会社が使う空港の実態から、民間の空港需要がふえるに従つて、いずれ必ず発着枠で深刻な事態になつています。

中部新国際空港の問題でも、こちらの方はいわゆる陳情型の空港でありますから、財政負担の点でいいますと、もっと大きなものになる、そういう危険性が予測をされています。少なくとも国が必要だというふうに認めるのだったら、やはり財政面も含めてしっかりと責任をとるべきだというふうを、私は指摘をしておきたいと思います。

そして、次に三項目になりますが、公用飛行場の地方負担の導入について伺います。公用空港の滑走路延長事業などに対する地方負担の導入は、軍事を目的に自衛隊が優先的に使用している公用空港の軍事的な強化に地方公共団体を加担させることになることは、私は明らかだと思います。共用空港においては、便をふやしたり新路線の開設

を望んでも、家主である防衛庁の許可がなくてはなりませんが、そのためには、現状では

一つも状況は変わらないということ、現状ではあらゆる問題を網羅していないことは、御指摘のとおりでございます。まさに今みんなで力を合わせまして最終的な段階に入つておりますので、地域の方々によく御理解賜るようなものにしなければいけないということは、我々も考えておりますし、地元の方もそういう御意思であろうと思つております。

いずれにいたしましても、御指摘の点も踏まえまして、検討を急ぎたいと思っております。

○平賀委員 さきの委員会のときに、大臣も性急な進め方はしないというふうに言われております。しかし、とにかく概算要求に間に合わせようといふやつはぜひ避けいただきたいと思います。

あわせて、國の方針で空港をつくるに当たって、民間の会社が使う国際空港をつくるに当たって、地元に負担をさせるということは、今までありませんでした。地元負担をさせられた例えれば閑空飛行回数をこなすのに四苦八苦することもあると語っています。防衛庁の説明では、一日に一千機、夜間一千機で訓練を経てP-3Cなどの操縦士になつてしまつます。

土曜日、日曜日も年間でいいますと三百機、夜間も年間二百十機が訓練を行つてあるといふ話です。

○黒野政府委員 さうしたときに、民間の会社が使う空港の実態から、民間の空港需要がふえるに従つて、いずれ必ず発着枠で深刻な事態になつています。

中部新国際空港の問題でも、こちらの方はいわゆる陳情型の空港でありますから、財政負担の点でいいますと、もっと大きなものになる、そういう危険性が予測をされています。少なくとも国が必要だというふうに認めるのだったら、やはり財政面も含めてしっかりと責任をとるべきだというふうを、私は指摘をしておきたいと思います。

そして、次に三項目になりますが、公用飛行場

が設置、管理する共用空港の滑走路延長に新しく地方自治体の負担を導入するわけですが、このことによって地方自治体と防衛庁との間で協議する仕組みができるようになりますか、ならないのですか。

○黒野政府委員 今の法律が国会でお認めいただければ、新しい制度でございますから、私どもそれがから防衛庁、地元はどういう形で協議をし、必要な約束をするかというの、法律成立後に直ちに取りかからなければいけない問題だと思つております。

○平賀委員 これはまだ未定だというふうなことですね。

○黒野政府委員 一般論からいいますと、当然、共用飛行場を民間が使うときいろいろなケースがございますから、それにつきましてそれぞれの約束があるとしますし、先ほども御説明ありましたような要塞機の飛行あるいは救援機の飛行等について既にきちんととした約束があります。同じようなことをその時々の必要性に応じながら運用をしていく、約束をしていくなどだと思っております。

○平賀委員 少なくともあなたの方の部下の方といろいろ話をしたときには、とにかく防衛庁は家主ですか、いざいろいろ問題が起きた場合はやはり自衛隊の任務が優先するのだというふうな話であります。

○黒野政府委員 防衛庁さんの方が管理してみるといふことでもトラブルは起きるわけでございます。ただ、先ほどのトラブルの話でございますが、民間の航空機がトラブルを起こすこともありますし、あるいは完全な民間空港でもトラブルは起きますのでございまして、防衛庁が使うわけではありませんし、民間の負担がそれだけ減るわけでございますし、國民の負担がそれだけ減るわけでございます。

○黒野政府委員 先生は、民間機と自衛隊機との関係をいわば敵対する同士だという御認識があるのかなと思うのですが、私ども、同じ飛行場をお互いに補い合うながら使うということは、これであります。これまで、防衛庁が使つていていたところにいきなり結びつく問題ではないと思つております。

○黒野政府委員 攻撃用ヘリコプターAH-1Wが離陸直後にエンジントラブルを起こして緊急着陸し、滑走路を一時間四十分閉鎖しました。二つの便が欠航して九つの便の出発がおくれる、こういうふうになりましたが、地元の徳島新聞、九六年の四月十九日付で、海上自衛隊徳島教育航空群によると、徳島空港には一ヶ月に二、三回程度米軍ヘリコプターが訓練のために立ち寄るとの報道しています。防衛庁の説明でも、徳島空港における米軍機の管制を行つた回数は、九四年に八十回、九五年に六十二回、九年六年が三十七回であったと言つています。

港も軍事優先の空港使用になつてゐるのが実態です。これまで、共用飛行場の滑走路の延長、改修などに対し、國が一〇〇%負担をしてきたわけですね。改正案は新たに三分の一の地方負担を導入することにしておりますが、共用飛行場は防衛庁長官が設置管理者であり、自衛隊が優先的に使用し、民間は自衛隊の任務に支障のない範囲で暫定的に借りていてあります。滑走路延長事業等に

おられます。これまで、共用飛行場の滑走路の延長、改修などに対し、國が一〇〇%負担をしてきたわけですね。改正案は新たに三分の一の地方負担を導入することにしておりますが、共用飛行場は防衛庁長官が設置管理者であり、自衛隊が優先的に使用し、民間は自衛隊の任務に支障のない範囲で暫定的に借りていてあります。滑走路延長事業等に

あります。これまで、共用飛行場の滑走路の延長、改修などに対し、國が一〇〇%負担をしてきたわけですね。改正案は新たに三分の一の地方負担を導入することにしておりますが、共用飛行場は防衛庁長官が設置管理者であり、自衛隊が優先的に使用し、民間は自衛隊の任務に支障のない範囲で暫定的に借りていてあります。滑走路延長事業等に

あります。これまで、共用飛行場の滑走路の延長、改修などに対し、國が一〇〇%負担をしてきたわけですね。改正案は新たに三分の一の地方負担を導入することにしておりますが、共用飛行場は防衛庁長官が設置管理者であり、自衛隊が優先的に使用し、民間は自衛隊の任務に支障のない範囲で暫定的に借りていてあります。滑走路延長事業等に

あります。これまで、共用飛行場の滑走路の延長、改修などに対し、國が一〇〇%負担をしてきたわけですね。改正案は新たに三分の一の地方負担を導入することにしておりますが、共用飛行場は防衛庁長官が設置管理者であり、自衛隊が優先的に使用し、民間は自衛隊の任務に支障のない範囲で暫定的に借りていてあります。滑走路延長事業等に

あります。これまで、共用飛行場の滑走路の延長、改修などに対し、國が一〇〇%負担をしてきたわけですね。改正案は新たに三分の一の地方負担を導入することにしておりますが、共用飛行場は防衛庁長官が設置管理者であり、自衛隊が優先的に使用し、民間は自衛隊の任務に支障のない範囲で暫定的に借りていてあります。滑走路延長事業等に

あります。これまで、共用飛行場の滑走路の延長、改修などに対し、國が一〇〇%負担をしてきたわけですね。改正案は新たに三分の一の地方負担を導入することにしておりますが、共用飛行場は防衛庁長官が設置管理者であり、自衛隊が優先的に使用し、民間は自衛隊の任務に支障のない範囲で暫定的に借りていてあります。滑走路延長事業等に

あります。これまで、共用飛行場の滑走路の延長、改修などに対し、國が一〇〇%負担をしてきたわけですね。改正案は新たに三分の一の地方負担を導入することにしておりますが、共用飛行場は防衛庁長官が設置管理者であり、自衛隊が優先的に使用し、民間は自衛隊の任務に支障のない範囲で暫定的に借りていてあります。滑走路延長事業等に

も、大体のところが赤字になってしまいます。特に今回の法案との関係でいいましても、一つは、その収支状況がよくわかつていなくても、それから二つ目に、需要の見通しがなくとも空港の延長ができる。さらに政府の支援があったとしても、支援の補助率が今度下げられますから、そういう意味では、地方自治体の財政破綻に大きく道を開くものになるのじやないかというふうに私は思はざるを得ないわけです。

それで、福島空港もなかなか国際化の点についてはめどが立っておりませんし、福島空港でいいますと、着陸料等の収入から人件費や維持管理費を差し引きますと、毎年三億円程度の赤字なんですね。一般会計から繰り入れをやっていいるんですよ。さらに福島空港でいいますと、三回もその工事を全部やったとしますと、一千億を超える工事費になります。既に工事が終った分についても、国からは二百五十億もお金をつけ込んでいるわけですから、やはりこういう見通しのない、財政めどの立たないようなやり方は、きつと改めるよう指摘をして、私の質問を終わります。大臣、最後に一言どうですか、こういうやり方、今の状況について。

○古賀国務大臣 先生と政府委員との御論議を踏まえまして、今後、御心配いたぐらうなことにならないよう、十分注意をしておく必要はあるうかと思つております。

○平賀委員 以上で終わります。

○林幹委員長代理 漢田健一君。

○漢田(健)委員 きのうからきょうにかけまして、ほぼ論議は出尽くしたと思うのですが、私の方からも五、六点、質問をさせていただきたいと思います。

まず、民間機と自衛隊機の共用空港の重要性につきましては、きのうからくる論議をされてまいりました。近年、四つの共用空港の民間の利用客の増加を見てみますと、十万、二十万という単位で増加をしているようございます。何人かの方も質問されましたたが、この共用空港の整備につい

て、これまで国が全額負担していたものが、各都道府県も拡張について三分の一だけを負担するところになりましたのでございまして、民間の航空機の拡大とか便数の拡大等について、その要望等は強くなってくるだろうというふうに思うのであります。

当然、これまで運輸省と防衛庁の方で、それについては協議をしてこられたというふうに思いますが、会社の採算性の問題等もこれには絡んでいますし、会社の採算性の問題等もこれには絡んでいます。すぐには難しい問題かも知りませんが、今後、運輸省としてどのように対処されようとしておられるのか、局長の方にお答え願いたいと思います。

○林(幹)委員長代理退席 委員長着座

○黒野政府委員 今御質問は、共用飛行場をこれから運輸省もふやしていくつもりか、こういう御質問だとしますと、私どもといたしますは、地元の要望、それから実際に需要があるかどうか、さらには、より大事かもしれないが、防衛庁の方の運用との関係でそこを来さないかどうか、そういうことを総合的に考えながら対応していくなかには、細かいところまでマニュアルを決め、お互いに理解のもとできちんととしたルールをつくつておりますが、その辺はいかがでしょう。

○漢田(健)委員 いや、私が言つたのは、共用飛行場そのものを、今四つありますよね、それをふやしていくのかということではなくて、先ほど何人の方も質問されたと思うんですが、地域にはわかっているんだけれども、姿勢として、運輸省は、そういう要望等について、積極的な取り組みというのはどういうふうにされようとするのか

○黒野政府委員 私どもも、地元の住民の方々の御要望はなるべく実現したいと思っております。

需要があれば、それ相応の便数をふやすなど、もはやうれしいことです。

○漢田(健)委員 これまで運輸省と防衛庁の方でございましたが、この共用空港の整備につい

そういう方向で防衛庁さんの方にもお願いをするといふことにならうかと思つております。

○漢田(健)委員 各都道府県もお金を出すといふことになりますので、ぜひともこれまで以上御努力をお願いしたいと思います。

もう一点は、運輸省が管理する共用空港、特に那覇空港等でございますが、民間機と自衛隊機、それそれ扱っている役割が違います。そういう意味では、着陸や離陸のときのさまざまな機体の運用の仕方、操作の仕方が違いますので、ややもすると、つい最近も起きましたけれども、ニアミス等の重大事故につながるような部分等といふものがあるわけでございまして、運輸省が管理するという立場から、事故防止等についてのインシアチブをしっかりとつとめらいたいとむづふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○黒野政府委員 まさに先生のおっしゃるとおりでございまして、先ほども御答弁申し上げましたけれども、民間機と自衛隊機の共用につきましては、細かいところまでマニュアルを決め、お互いの了解のもとできちんととしたルールをつくつておりますし、これからも、事故を起こすことがないように我々としては最大限努力をしなければいけないと思つております。

○漢田(健)委員 よろしくお願いいたします。

二点目ですが、航空審議会の答申、いわゆる第七次空港整備五カ年計画の中、「離島空港、コ

ミューターラ空港等の整備」ということで、「民生の安定、地域の振興及び高速交通ニーズへの対応

をしないかなければならない」という答申を得ていませんが、附則第五項関係で言います。

○漢田(健)委員 よろしくお願いいたします。

二点目ですが、航空審議会の答申、いわゆる第

七次空港整備五カ年計画の中、「離島空港、コ

ミューターラ空港等の整備」ということで、「民生

の安定、地域の振興及び高速交通ニーズへの対応

は、こういうところにも法律の中身として適用されるのかどうか、そこをお聞かせください。

○黒野政府委員 形式的に申し上げますと、適用されます。

ただ、今先生の御指摘の、離島とかその辺につきまして、YS機がリタイアしてその後離島にし

なければいけないとかいろいろな事情がありますから、それはこの特別事業ではなくて、むしろ本

來の空港整備のルールに従つてやるということもありますが、民間機と自衛隊機、それそれ扱っている役割が違います。この特別事業を、何

あり得るわけでございます。この特別事業を、何といふ最近も起きましたけれども、ニアミス等の重大事故につながるような部分等といふもの

があるわけでございまして、運輸省が管理するという立場から、事故防止等についてのインシアチブをしっかりとつとめらいたいとむづふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○黒野政府委員 まさに先生のおっしゃるとおりでございまして、その辺はいかがでしょう。

○黒野政府委員 まさに先生のおっしゃるとおりでございまして、この特別事業を、何といふ最近も起きましたけれども、ニアミス等の重大事故につながるような部分等といふもの

があるわけでございまして、運輸省が管理するという立場から、事故防止等についてのインシアチブをしっかりとつとめらいたいとむづふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

地方の負担の見直しとか、いろいろ出てくると思います。特に離島の空港を抱えている、例えば私の出身の鹿児島県あたりでも、答申にうたわれてある「民生の玄淀、地域の振興」、例えば観光に頼っている島々などは、余りジエット化して便数が減つても困るし、ある程度の便数を確保しながらある程度のお客の数も確保したいということ等もあるものですから、現実的にそういう要求が出ている、主体的にやるということが出でているということではないのですが、この法律ができるということによつて、先ほど申し上げましたとおりに、「二百メートルぐらいだったら何とか主体的にやりたい」という気持ちが出てくるやに聞いております。

ですから、補助率等については、百分の四十というのを、局長としては、現時点では、今法律を通していらっしゃるところでですので、それ以上のこととは答弁できないだらうとは思うのですが、今後とも、そういう状況が出てまいりましたときには、十分御検討もしていただきたい中身だということを要望しておきたいというふうに思います。

関連いたしまして、今申し上げた鹿児島の空港ですが、抱えている課題は、奄美群島の三つの空港、喜界、沖永良部、与論、ここにサーブ340B型機というのが就航しているわけでござります。先ほどからお話ししておりますとおりに、観光に頼つていてる島々でございます。特に夏場の多客期等には、滑走路が短いということで、お客様を満杯に積んで着陸できないというような悩み等がございまして、三百メートルの滑走路の延長を、今県としては計画を立てているところでございます。もちろん、着陸帯、エプロン、駐車場等々の整備も考えております。

そして、新種子島空港のジェット化、既に平成四年の十一月に設置許可をいただいて、その十二月から事業に着手しておりますけれども、これらの空港についての役所としての事業の進展といいますか、それらの方向性を示していただきたいと思ひます。

○黒野政府委員 いずれもやはり需要との関係をどう考えるかという問題でございますが、新種子島空港につきましては、ジェット機の就航が可能な二千メートルにするという工事を、もう先生御案内かと思いますが、平成二年度から着手しておられます。これはなるべく早く解決したいと思っておりますが、一部におきまして用地買収が難航しているという情報も入っておりまして、地元としての一層の御努力をむしろ我々からもお願いしたいと思っています。

それから、それ以外の空港についてどうするかということでおざいますが、御案内のとおり、YSがそろそろリタイアの時期が来ております。そこで、それに対応する措置をどうするか、これは

をされております。もう大臣も地元のことでございまして、何回も同じことを答弁させるなどお思
いかもわかりませんが、やはり九州の、私、鹿児島から見ておりまして、羽田まで行って、羽田から
バスか電車で成田に行って海外に飛んでいくと、いうことは、非常に難儀でございます。韓国に飛
びますと、羽田に行くよりも近くで海外にすぐ飛んでいる、製安の航空運賃というふうなことで、
どんどん吸い取られている現実もあると思いま
す。

ましてや、上海空港や新メトロボリタン空港等々、二年後、三年後に開港いたしますと、もつともつとそれが、需要はあるにもかかわらず吸収され
てはいってしまうという状況の中で、今度の空港整備五ヵ年計画、第七次の答申の中には、文言として九州国際ハブ空港というのは出てこないわけですが、運輸省としては当然、将来の見通しとい
うものを持ちながら対応されるおつもありであるということは、承知をしております。その辺の大臣の決意と、地元の九州の議員、そして関心を持つ多くの皆さん方に、こういうところをまずは今解消してもらわなければ先に進めないと
よいというようなこと等もございましたら、御示唆をいただいて、私の質問を終わらたいというふうに思います。大臣、よろしくお願ひします。

○古賀国務大臣　先生もお触れいただきましては、「地
域において多様化し、着実に増大すると見込まれ
が、第七次空整備五ヵ年計画におきましては

現状においては困難なことだというふうに思つております。

いずれにいたしましても、運輸省いたしましたことは、たゞいま申し上げましたよくな認識のもとに、慎重に九州の国際空港の問題については検討してまいりたいと考えております。

○濱田(健)委員 新幹線の問題、高速道路の問題、航空の問題等々、本当に二十一世紀に向けた日本全国の交通インフラを含めた、経済的流通の関係を含めた取り組みというのは、ますます重大になってきております。総合交通体系ということで運輸省も御労苦なさると思うのですが、私たちもこれから子供たちや孫たちにしっかりとしたインフラの整備を残していく、将来を展望したものが必要だという認識のもとに頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○杉山委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○杉山委員長 この際、本案に対し、林幹雄君以外一名から、修正案が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。林幹雄君。

〔本号末尾に掲載〕

をされております。もう大臣も地元のことなどで、さういまして、何回も同じことを答弁させるなどお思ひかもわかりませんが、やはり九州の、私、鹿児島から見ておりまして、羽田まで行って、羽田からバスか電車で成田に行って海外に飛んでいくと、いうことは、非常に難儀でございます。韓国に飛びますと、羽田に行くよりも近くで海外にすぐ飛んでいる、製安の航空運賃というふうなことで、どんどん吸い取られている現実もあると思います。

ましてや、上海空港や新メトロボリタン空港等々、一年後、三年後に開港いたしますと、もつともつとそれが、需要はあるにもかかわらず吸収されていつてしまうという状況の中で、今度の空港整備五ヵ年計画、第七次の答申の中には、文言として九州国際ハブ空港というのは出てこないわけですが、運輸省としては当然、将来の見通しというものを持ちながら対応されるおつもりであろうということは、承知をしております。その辺の大臣の決意と、地元の九州の議員、そして関心を持つ多くの皆さん方に、こういうところをまずは今解消してもらわなければ先に進めないよというようなこと等もございましたら、御示唆をおいて、私の質問を終わりたいというふうに思います。大臣、よろしくお願ひします。

○古賀国務大臣　先生もお触りいただきました
が、第七次空港整備五ヵ年計画におきましては、「地域において多様化し、着実に増大すると見込まれる国際航空需要の動向等への対応について調査検討を行う。」こととしているわけでございます。
当然、私ども九州人が期待する九州の国際空港の期待するかということについて決めるというのは、というふうに私自身は思つてゐるわけでござります。

現状においては困難なことだというふうに思っております。

いずれにいたしましても、運輸省いたしましては、ただいま申し上げましたような認識のもとに、慎重に九州の国際空港の問題については検討してまいりたいと考えております。

○畠田(健)委員 新幹線の問題、高速道路の問題、航空の問題等々、本当に二十一世紀に向けた日本全国の交通インフラを含めた、経済的流通の関係を含めた取り組みというのは、ますます重大になってきています。総合交通体系ということで運輸省も御苦労なさると思うのですが、私たちもこれから、子供たちや孫たちにしっかりとしたインフラの整備を残していく、将来を展望したものが必要だという認識のもとに頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

これで終わります。

○杉山委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○杉山委員長 この際、本案に対し、林幹雄君外一名から、修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。林幹雄君。

空港整備法の一部を改正する法律案に対する修正案

[本号末尾に掲載]

よろしく御賛同くださいますようお願ひ申し上げます。

○杉山委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終りました。

○杉山委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、これを許します。寺前議君。

○寺前議員 日本共産党を代表して、空港整備法の一項を改正する法律案に対する反対討論を行わせたいと思います。

反対する理由を簡潔に三点述べます。

第一の理由は、自衛隊が優先使用している公用飛行場の整備に、地域の利用者利便の向上とか、地域経済発展のためとかいって地方負担を導入し、軍事的強化に地方自治体を巻き込んでいるからです。

第二は、地域振興等を理由にして、地方空港の滑走路延長等の整備は地方自治体の主體のもとで施行されるとして、国庫補助率を引き下げているからです。

第三は、空港整備事業に新たな地方負担の導入と一緒に負担を強化しながら、大規模空港プロジェクトの整備費だけは維持、強化を図ろうとするものです。

なお、本法案の修正案は、本法案の内容を変えるものではなく、反対であることを申し述べておきます。

以上をもつて反対討論を終わります。

○杉山委員長 これにて討論は終局いたしました。

○杉山委員長 これより採決に入ります。

空港整備法の一項を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、林幹雄君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○杉山委員長 起立多數。よって、本修正案は可決されました。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉山委員長 起立多數。よって、本案は修正議会報告書の作成につきましては、委員長に御一任決すべきものと決しました。

〔お詫びいたします。〕

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○杉山委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり)

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○杉山委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

正午散会

空港整備法の一項を改正する法律案に対する修正案

空港整備法の一項を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「平成九年四月一日」を「公布の日」に改める。

運輸委員会議録第七号中正誤

ページ段行誤 正

四四三前々

同 会議録第十号中正誤

ページ段行誤 正

八三二問題道路

平成九年五月六日印刷

平成九年五月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F